

第23次東京都消費生活対策審議会

第1回総会

平成26年6月3日（火）

都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 1 時 3 0 分開会

○消費生活部長 それでは、本日は、委員の皆様にお忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本審議会の事務局を担当させていただきます消費生活部長の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして幾つか御連絡をさせていただきたいと思っております。

まず、現在、東京都では、節電と地球温暖化対策のために、夏のライフスタイルの実践ということで軽装での執務を行っておりますので、御理解いただきたいと思います。

なお、先生方におきましても、もしお暑いようでしたら上着をとっていただくなど適宜対応していただければありがたいと思っております。

本日は、第 2 3 次の審議会の初回となります。本来は委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡ししますところがございますけれども、時間の都合もございますので、それぞれのお手元に配付させていただいております。御了承ください。

続いて、出席状況と定足数の確認でございます。ただいま御出席いただいております委員の方は 17 名になります。委任状が 7 つでございます。東京都消費生活対策審議会運営要綱第 6 に定めております、委員総数の半数以上の出席という総会開会の定足数に達しておりますので、御報告申し上げます。

なお、本審議会は原則公開としまして、総会の内容は都のホームページ等に掲載して公表させていただきますので御了承いただきたいと思います。

それでは、ただいまから「第 2 3 次東京都消費生活対策審議会 第 1 回総会」を開催させていただきます。

後ほど会長の選出をしていただきますが、それまでの間は私のほうで進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず初めに、小林生活文化局長より御挨拶をさせていただきます。

○生活文化局長 生活文化局長の小林でございます。

委員の皆様には大変お忙しい中、本審議会の第 2 3 次の委員に御就任をいただきましてまことにありがとうございます。また、これまでも東京都の消費生活行政の推進に多大な御支援、御協力をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

東京都は、これまで都民の消費生活の安心・安全を守るためさまざまな取組を全国の自

治体をリードして進めてまいりました。昨年度は新たに悪質事業者通報サイトの開設、あるいは東京都消費者教育推進計画の策定などの取組を実施したところでございます。しかしながら、都内における消費者トラブルの現状を見ますと、例えば外国の不動産所有権などの実態不明な権利への投資による高額被害など悪質・巧妙化する手口による被害は後を絶たない状況でございます。特に高齢者からの相談の割合は増加の傾向が見られまして、ひとり暮らしの高齢者が多い東京の特性からも、今後の被害の拡大が懸念をされる場所です。

都におきましては、高齢者の被害防止強化のため、相談を待ってから対応するだけでなく、東京の特性を踏まえた地域の見守りネットワークモデルのモデルづくりに向けて、現在、検討を始めたところでございます。

また、この間、国におきましては、消費者教育推進法の制定や特定商取引法の改正などが行われたほか、現在は消費者安全法の改正案が国会で審議中でありまして、高齢者など特に配慮を要する消費者の見守りを行う地域協議会の設置等についての規定がこの中には含まれております。

本日の総会では、最近の消費者を取り巻く現状や法改正の影響なども踏まえまして悪質事業者への対応強化、消費者教育の展開、あるいは消費者被害救済の充実、この3つの観点から、この先の条例改正も視野に入れた御検討をいただくため、東京都の消費生活行政の今後のあり方について諮問をさせていただく予定でございます。

また、都では、御案内のとおり、舛添知事が就任いたしまして新しい都政がスタートしております。今年度は都政運営の新たな指針といたしまして、おおむね10年間を計画期間とする東京都長期ビジョンを策定する予定でございます。都の消費生活行政につきましても、これを機に一層の充実・強化を図っていく所存でございます。

委員の皆様には、それぞれ専門のお立場から御意見、御提案を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○消費生活部長　続きまして、委員及び専門委員の方々の御紹介をさせていただきます。

資料1をごらんいただけますでしょうか。会議次第の次についているかと思っております。委員名簿は五十音順に記載してございます。また、この名簿の順にこちらのほうから御着席いただいているところでございます。お名前はこちらのほうから順番にお呼びさせていただきます。と思います。

まず初めに、都議会議員の秋田一郎委員でございます。

(秋田委員、一礼)

○消費生活部長 弁護士の池本誠司委員でございます。

○池本委員 よろしく願いいたします。

○消費生活部長 東京家政学院大学現代生活学部教授の上村協子委員でございます。

○上村委員 よろしく願いいたします。

○消費生活部長 慶應義塾大学大学院法務研究科教授の鹿野菜穂子委員でございます。

○鹿野委員 よろしく願いします。

○消費生活部長 東京大学大学院法学政治学研究科教授、河上正二委員でございます。

○河上委員 よろしく願いします。

○消費生活部長 主婦連合会事務局次長、河村真紀子委員でございます。

○河村委員 よろしく願いします。

○消費生活部長 都議会議員の河野ゆうき委員でございます。

○河野委員 よろしく願いします。

○消費生活部長 早稲田大学大学院法務研究科教授、後藤巻則委員でございます。

○後藤委員 よろしく願いいたします。

○消費生活部長 都議会議員、里吉ゆみ委員でございます。

○里吉委員 よろしく願いいたします。

○消費生活部長 一般社団法人ECネットワーク理事、沢田登志子委員でございます。

○沢田委員 よろしく願いいたします。

○消費生活部長 都議会議員、谷村孝彦委員でございます。

○谷村委員 よろしく願いします。

○消費生活部長 立教大学法科大学院長・立教大学大学院法務研究科教授の野澤正充委員でございます。

○野澤委員 よろしく願いいたします。

○消費生活部長 特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟理事、飛田恵理子委員でございます。

○飛田委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○消費生活部長 弁護士の洞澤美佳委員でございます。

○洞澤委員 よろしく願いいたします。

○消費生活部長 公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事の増田悦子委員でございます。

○増田委員 よろしくお願ひいたします。

○消費生活部長 東京商工会議所理事・産業政策第二部長の間部彰成委員でございます。

○間部委員 よろしくお願ひします。

○消費生活部長 独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター研究センター長の持丸正明委員でございます。

○持丸委員 よろしくお願ひいたします。

○消費生活部長 東京消費者団体連絡センター事務局長の矢野洋子委員でございます。

○矢野委員 よろしくお願ひいたします。

○消費生活部長 東京都民生児童委員連合会常任協議員の板寺正行専門員でございます。

○板寺専門員 よろしくお願ひいたします。

○消費生活部長 公益財団法人東京都私学財団事務局長の笹本勉専門員でございます。

○笹本専門員 よろしくお願ひいたします。

○消費生活部長 東京商工会議所理事・企画調査部長の朽原克彦専門員でございます。

(朽原専門員、一礼)

○消費生活部長 なお、おくれていらっしゃる方で弁護士の齋藤雅弘専門員は、後ほど御出席ということでございます。

また、本日は所用により御欠席の委員がございますので、名前だけの御紹介をさせていただきます。

日本チェーンストア協会専務理事の井上淳委員。

千葉工業大学社会システム科学部教授の越山健彦委員。

一般財団法人東京私立中学高等学校協会会長の近藤彰郎委員。

東京都公立高等学校長協会会長の柴田哲委員。

東京都議会議員の西沢けいた委員。

慶應義塾大学大学院法務研究科教授の橋本博之委員。

公益社団法人消費者関連専門家会議専務理事の長谷川公彦委員。

東京都金融広報委員会事務局長の谷原章文専門員。

弁護士の村千鶴子専門員。

以上、9名の方が御欠席でございます。

なお、幹事・書記につきましては、資料2の名簿の配付をもって紹介にかえさせていただきます。

次に、会長の選出をお願いしたいと存じます。

審議会運営要綱第4第1項により、「会長は審議会に属する委員のうちから互選する」となっております。いかがいたしましょうか。

○矢野委員 都審議会や被害救済委員会の委員として長年の御経験があり、前期の会長もお務めいただいた後藤委員が適任と考えますが、いかがでしょうか。

○消費生活部長 ありがとうございます。

ただいま矢野委員から後藤委員を会長にとの御推薦がございました。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○消費生活部長 ありがとうございます。

それでは、後藤委員が会長に選出されました。

それでは、後藤会長、会長席のほうにお移りいただきますようお願いいたします。

(後藤委員、会長席へ移動)

○消費生活部長 それでは、恐縮ではございますが、会長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○後藤会長 それでは、会長就任に当たりまして一言御挨拶をさせていただきます。

第22次審議会では、東京都消費生活基本計画の改定を行いました。このたびの第23次審議会では、その具体的進捗状況を踏まえつつ、現時点でとりわけ重要と思われる幾つかの課題を中心に御議論いただくことになると思います。国の法改正に対応した条例の検討・整理、消費者教育の充実、消費者被害の救済の充実など重要な課題が多くあります。委員の皆様の御協力をいただいて円滑に会議を運営してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○消費生活部長 ありがとうございます。

それでは、以降の進行は会長をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○後藤会長 それでは、まず、会長代理を指名いたします。審議会運営要綱第4の3に「会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する」となっております。前期に引き続きまして池本誠司委員に会長代理をお願いしたいと存じますが、池本委員、よろしいでしょうか。

○池本委員 お受けいたします。

○後藤会長 どうもありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○企画調整課長 企画調整課長の吉村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1、委員名簿でございます。

資料2、幹事・書記名簿でございます。

資料3はA3の資料になりまして、「諮問事項検討のための資料」でございます。

資料4が、2枚組になりますが、「東京都消費生活基本計画の具体的施策の状況」でございます。

資料5が、「東京都消費者教育推進計画の具体的施策の状況」及び「東京都消費者教育アクションプログラム（平成26年度版）の概要」でございます。

その他、参考資料といたしまして、机のほうにA4のブルーのファイルになりますけれども、「東京都消費生活基本計画及び東京都消費者教育推進計画 具体的施策」、また、「東京都消費生活基本計画」の冊子と「東京都消費者教育推進計画」の冊子がございまして、「東京都消費者教育アクションプログラム 平成26年度版」の冊子もお配りしております。最後にA4の1枚の資料で「消費生活対策審議会の今後の予定」をお配りしております。

不足している資料がございましたら、職員にお知らせいただければと存じます。

なお、先月、東京都で作成いたしましたリーフレットもお配りしておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

初めに、議事1の「都における今後の消費生活行政の展開について」です。

こちらは、当審議会に対しまして知事から諮問がございます。小林局長から諮問をお受けいたします。

（諮問文 手交）

○後藤会長 続きまして、諮問の趣旨につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○消費生活部長 それでは、ただいまお配りしました諮問文の裏面をごらんいただけます

でしょうか。ここに諮問の趣旨を記載してございますので読み上げさせていただきます。

諮問の趣旨

都は、これまで消費者被害の防止・救済、悪質事業者の取り締まり、消費者教育など、全国でも先進的な消費生活行政に取り組んできた。しかし、悪質商法などによる消費者被害は後を絶たず、都内の消費生活相談件数に減少の兆しは見えない。近年は高齢者からの相談が全国的に増加傾向にあるが、特に都においてはひとり暮らしの高齢者が多いことなどから、今後さらなる被害の拡大が懸念される。

また、悪質事業者の手口については、いわゆる劇場型勧誘や法のすき間を狙うものなど、ますます悪質巧妙化しており、現行の法律や条例では必ずしも十分に調査・指導できないなど対応が困難になっている被害も見られる。

一方、国においては、消費生活上のさまざまな問題に対応するため、消費者教育推進法、消費者裁判手続特例法の制定や特定商取引法、消費者安全法の改正など、消費者関連法の整備を進めている。

こうした動きも踏まえ、今後、都において、都民の消費生活の安全・安心を実現していくために取り組むべき方向性を明らかにするため、悪質事業者への対応強化、消費者教育の展開、消費者被害救済の充実の3つの観点から、東京都における今後の消費生活行政の展開について諮問するものである。

以上でございます。

○後藤会長 それでは、ここで、小林局長は他の公務のために退席をされます。

(生活文化局長 退室)

○後藤会長 ただいまから審議に入ります。

諮問の趣旨は先ほどのとおりですが、諮問に当たり、都における消費生活行政の現状と課題について事務局より概要の説明をしていただきます。

○企画調整課長 それでは、お手元の資料3「諮問事項検討のための資料」をごらんください。

こちらの資料でございますが、上段が都における消費生活の現状と課題、また、下段のほうを踏まえた今回の諮問事項の3つの論点という構成になっております。

まず、左上のほうの「1 近年の消費者トラブルの現状」でございますが、「(1) 消費生活相談の傾向等」につきましては、図をごらんください。棒グラフは、都内の消費生活相談件数、これは都と区市町村で受け付けたものの合計でございますが、ここ数年、年間

12万件程度で推移をしております。

図の折れ線グラフは、相談件数のうち高齢者の相談が占める割合を示しております、年々増加しており、平成24年度は28.4%を占めておりました。

また、最近、報道でも時々目にしますけれども、金融商品取引をうたう詐欺的商法など手口の悪質化による高額な被害もふえております。

都内では、現時点でも高齢者の4人に1人がひとり暮らしという状況でございますが、今後さらに増加が見込まれておりました、消費者被害の発見がおくれるなど被害がさらに拡大するおそれがございます。

また、若者につきましては、インターネット取引に関する相談が多く、最近はSNSをきっかけにして消費者トラブルに巻き込まれるといった事例が増加しております。

(2)の手口の悪質・巧妙化による被害についてでございますが、最近の新たな手口の一つに、24年度の上半期から急増いたしました健康食品の送りつけ商法と呼ばれるものがございまして、これは事業者が消費者、その多くは高齢者の方ですけれども、実際には注文していない健康商品を「確かにあなたから注文を受けました」などとうそを言って、時には脅すなどして強引に契約させるといった悪質商法が社会的な問題となりました。

また、カンボジアとか外国の不動産所有権と称した実態のよくわからない権利などに言葉巧みに消費者の方に投資をさせたり、SNSを悪用して若者に近づきまして高額な商品を強引に買わせたりといった手口なども見られました。

また、その下の○になりますが、「調査・指導の困難な被害の増加」というところがございまして、例えば劇場型勧誘と呼ばれる手口では、販売事業者とは異なる第三者が公的機関などを名乗りまして、その販売事業者や商品の信頼性を強調するなどして消費者を欺くといったことが行われておりますが、こうした場合には、販売事業者だけではなく、勧誘行為にかかわった第三者を含めた調査を実施しないと実態の解明が困難となります。

また、平成25年の特定商取引法の改正によりまして、事業者が消費者宅を訪問して商品を購入する訪問購入につきましても規制が及ぶようになりましたけれども、同法が適用されない店舗での取引を含めまして、消費者が売り主となる取引でのトラブルが増加をしております。

資料の右側の「近年の消費者関連法の制定・改正」について主なものをまとめておりますが、まず1つ目の「特定商取引法の改正」といたしましては、まず、平成21年には指定商品・指定役務制が廃止されまして、それまで特定商取引法は指定された商品・役務に

のみ適用されていたものが、改正後は一部の適用除外を除きまして原則として全ての商品・役務に適用されるようになりました。

次の訪問購入につきましては、三、四年ほど前に、事業者が消費者宅を訪問し、消費者から貴金属などを強引に買い取るといった、いわゆる押し買いによる被害が増加したことなどを背景に法の規制対象に訪問購入が追加されたところです。

次の「消費者安全法の改正」につきましては、例えば特定商取引法が適用されない権利の取引など、法のすき間となる事案による消費者被害が増加していることから、そうした事案への対応を強化するために、消費者の財産被害に係る行政措置、これは不当な取引の取りやめなど必要な措置をとるように勧告・命令できるといったものですが、そういった行政措置が導入されました。

また、局長の挨拶でも申し上げましたとおり、改正法案が現在、国会で審議中ですが、高齢者の消費者被害の深刻化などを背景に、高齢者など消費生活上特に配慮を要する消費者の被害防止に向けまして、安全確保地域協議会を組織することや、地域で高齢者等の見守りや被害防止のための情報提供などを行う民間団体や個人を消費生活団体や消費生活協力員として委嘱できるということが規定されております。

3つ目の「消費者教育推進法」につきましては、消費者教育について体系的・効果的な推進といった基本理念ですとか、地方公共団体の責務として消費者教育推進計画の策定などが法律で規定されております。

4つ目の「消費者裁判手続特例法」につきましては、昨年12月に公布されまして3年以内に施行されることになっておりますが、現在制度化されている消費者契約法に基づく消費者団体訴訟制度では、国の認定を受けた適格消費者団体が、消費者にかわり事業者の不当な行為、これは不当な契約条項や不当な勧誘行為などといったことですが、そういったことをやめるように裁判により請求することができますが、現在の制度では損害賠償などを求めることはできません。

そこで、資料に記載のとおり、同一事業者に対する多数の消費者の被害がある場合に、特定適格消費者団体、これはこれから国の認定基準がつくられますが、適格消費者団体のうち、差し止め請求の実績など一定の基準を満たす団体で国の認定を受けたものになりますが、そういった団体が消費者にかわり訴えを提起し、被害の回復を図れるように創設された制度でございます。

こうした現状や課題を踏まえまして、資料の矢印の下の下段のほうになりますが、今回

の諮問事項については以下の3つの観点から条例改正も視野に入れた御審議をいただきたいというふうに考えております。

1つ目は、「悪質事業者への対応強化」でございます。

「法改正等を踏まえ条例により対応するための課題整理」といたしましては、特定商取引法や消費者安全法の改正、新たな手口による被害増加などの現状を踏まえまして、現在、条例で重大な不適正取引を行った事業者に対し業務停止を命じることができる禁止命令の今後のあり方についての検討、整理などがございます。

また、「事業者調査における運用上の課題への取組」といたしましては、劇場型勧誘などの事例におきまして事業者への調査を実効性あるものとするため、直接の調査対象である事業者に加え、勧誘行為を行うなど密接な関係を持つ第三者も調査対象とすることができるかなどの整理でございます。

2つ目の論点は消費者教育についてでございますが、都は、昨年8月に消費者教育推進法に基づく消費者教育推進計画を策定いたしまして、体系的・効果的な消費者教育の推進に取り組んでおりますので、条例におきましても、例えばこちらの資料に記載のような理念を盛り込むなどいたしまして、都の消費者教育の方向性について規定することを考えているところでございます。

3つ目の論点は、「消費者被害救済の充実」についてでございます。

新しく導入されました集团的消費者被害回復制度の活用を促進しまして、被害者の救済が実効性の高いものとなるよう、特定適格消費者団体との連携のあり方について検討をお願いしたいと考えております。

この制度につきましては、現在、国において内閣府令やガイドラインの策定に向け具体的な検討を開始されたところでございまして、制度の全貌が見えない中での御検討をお願いすることになりますが、消費者被害の救済の充実につながりますよう、都としてどのように連携を強化していくべきか御審議をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

今回の諮問事項に関する具体的な検討や審議の進め方につきましては後ほどお諮りしたいと思いますが、ただいまの御説明を踏まえて、御質問や御意見がありましたらお出しください。よろしくお願いいたします。

○池本委員 池本でございます。

資料3で現状と課題、あるいは諮問事項に係る論点との兼ね合いで御説明をいただきまして、それに関連して、私なりに問題意識を発言させていただきたいと思います。一部事務局にお伺いしたい点もございます。

まず、私の問題意識としても、資料の右側に「近年の消費者関連法の制定・改正」ということで特定商取引法の指定商品制が廃止されたことによって漏れが少なくなったのだということや、あるいは、訪問購入を追加したことによって、そういう新手のものも対応しました。その意味では、国の法律のレベルでも一定の前進はあるのですが、本当に今、悪質商法がさらに巧妙化・悪質化して犯罪すれすれというか、もう犯罪と呼んでもいいようなものも出てきているし、あるいは、巧妙なものでは、例えば訪問販売のキャッチセールスとかアポイントメントセールスとか、その定義を上手にかいくぐって適用できるかできないかはっきりしないというようなものがあります。そうすると、また法律の改正を待っているとなれば1年も2年もかかってしまうので、その意味では、条例だけで不公正取引をきちんとカバーできるものをさらに細かく必要なところを入れておいて、条例だけでも直ちに不当行為について指導・勧告・公表といった措置へ入れるようにする必要があるのではないかという気がしています。

これまでは、どちらかという特定商取引法の処分と条例をセットで執行するという傾向があったと思うのですが、それはそれでももちろん活用していただきながら、条例だけで取り上げるというようなことももっと積極的にあってよいのではないかという問題意識があるわけです。

その関係で1点お伺いしたいのは、特商法の処分事例というのは公表資料にも確認はできるのですが、条例だけで処分したというようなケースがおありなのかどうか、あるいは、特商法による処分とセットで条例を活用するというものだと年間ベースでどのくらいあるのか、正確な数字まででなくて結構ですので、そのあたりの状況というのを伺いできればという、これがまず1点です。

それからもう一つは、今の資料の右側の「消費者安全法の改正」の中の平成25年施行に係るすき間事案への対応というのは、例の多数消費者財産被害事態ですか、他の法律での規制措置がない場合は消費者庁が規制できるという、すき間を埋めるための権限規定を設けました。それはそれで非常に画期的なことだと思うのですが、やはり縦割りのすき間をとなると要件も非常に厳格というか、運用の面でも例外中の例外のような感じがしています。その意味では、国がそうやってすき間をなくす形で法律を整備してきたときに、条

例は法律で規制が及ばないところを規制するということが昔から言われてきているのですが、条例と法律の位置関係あたりも今後きちんと議論をして、要件を明確化することが必要です。多数消費者財産被害事態という抽象的な伝家の宝刀で一応カバーされているから条例は使えませんかでは困るわけで、そのあたりは位置づけを議論した上で、活用できるものを都の条例として用意する必要があるのではないかというふうに思います。この点は問題意識として紹介するだけにとどめたいと思います。

以上2点、申し上げます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、よろしく申し上げます。

○取引指導課長 取引指導課長、赤羽でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま池本委員から御質問がありました東京都の条例を適用した処分の状況でございますが、25年度は0件でございます。24年度は条例に基づく勧告を行いまして事業者名を公表した事業者が1件ございます。これは就活塾で、特商法の特定継続的役務提供に当てはまらない業態でございましたので、条例に基づきまして勧告・公表いたしました。

あと、特商法と条例を併用いたしましたのは、CO₂排出権の事業者につきまして適用がでございます。

以上でございます。

○後藤会長 今の問題、これでよろしいですか。

○池本委員 はい。

○後藤会長 それでは、その他の御質問、御意見がありましたらよろしくお願いいたします。

沢田委員、よろしく申し上げます。

○沢田委員 ECネットワーク、沢田でございます。ありがとうございます。

本当はもう少し後のほうで申し上げるべきかもしれないのですが、中座をさせていただくものですから先にすみません。

今の池本先生の問題意識とも若干関係するのですが、以前から同じようなことばかり申し上げて恐縮です。悪質事業者のやり方が巧妙化しているし、どんどん被害が増えているというのはまさにそのとおりだと思います。

私の問題意識は、その悪質事業者のかなりの部分が海外に所在を移したり、もともと海外の事業者が日本の消費者に向けて悪質なことをしていたりする実態があるということで

す。

悪質事業者への対応強化は大変すばらしいことだと思うのですが、法律なり条例なりを直接に適用することができないとすると、別の形で何らかの被害救済や悪質事業者の撲滅といったことを考えなくてはいけないと思います。まずは法の適用が可能かどうか、法律の適用ができない相手に対して条例が飛び越えて適用することは恐らく難しいと思いますので、むしろそれは法律事項への提案ということになるのかもしれませんが。あるいは、法律によるのではなくて、別の形での被害の軽減を考えていく必要があるのではないかと考えております。そういった視点も少しこの中に入れていただけるといいかなと思いました。

抽象的で申しわけございませんが、以上です。

○後藤会長 御意見を伺ったということですのでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○飛田委員 ただいまの御説明をお伺いしております、ややこれは遠方からといいたしうか、攻め方を別の視点からということになるのかもしれませんが、つい最近もユニセフなどの3団体が日本の企業に対して子供の権利保護の促進・支援に乗り出すということで、その中には企業の製品・サービスが消費者である子供に与える影響の検証なども含むというような報道を目にいたしました。

私ども、日ごろたくさんの悪質な事業者の起こす問題にどうしてもそれに何とかして対処しなければならないという目の前に迫った問題に取り組まざるを得ないわけですけれども、一歩引いて、子供の権利が侵害されている場面、例えばSNSを利用した、そういった悪質な取引もそうですけれども、日常的な広告・宣伝等のあり方、ネット広告も含めてなので、消費者である子供にそれがどのように量的にも質的にも影響を与えているかというようなことを一方では調査してみるということも、権利の擁護という視点といたらいいでしょうか、そういうことも一つお取り組みいただけたら、消費者教育の展開の中で膨らみを増してくるのではないかと思いつながら1点はお話をお伺いいたしました。

それから、消費者被害救済の充実についても、まさに国がいろいろ法的にも動きつつあり、集団的な被害の回復、財産に及ぶものについての回復なども取り上げられてくるということが大変喜ばしいことなのですが、我が国の状況を見たときに、自分の権利を自分で守り、また、問題が起きたときに訴訟を起こして回復するというような風潮がどうしても少ないという現状があると思います。それも先ほどの子供の権利保護ということと相通ず

るのかもしれませんが、私たちがどのような国民主権、そして消費者主権を担っているのかということ、自分の権利侵害というのどこから起こってくるかということなども視野に入れて働きかけをしていく必要があるのではないかと思います。

コミュニティーでのいろいろなカフェを開くとか、見守り体制とか、徐々に広がりを見せてきていまして大変望ましいことだと思っているのですけれども、個々の人たちが自分の生活をしっかりと認識しながら法律で自分たちは守られているのだということを法律と自分たちの権利ということをもっと認識できるような権利の視点からの働きかけも、一方では同時に必要なのですね、悪いことから防がなければならないので緊急的なものに対する対応が必要なのですけれども、同時に意識改革を今後考えていく必要があるのではないかと。また、条例は地域の自治の源として自治地域主権という考え方を私たちがもっと身につけていきたいと思います、言葉だけの地域主権ということになってしまっただけではいけないので、東京都の場合は先進的にいろいろなことに既に取り組んでいただいているわけですので、その取り組みの膨らみをしっかりと消費者も自覚をしながら地域で、国の法律を待たずとも条例によって何が変えられるのか、条例によってどこまで踏み込めるのかということも私たちが学習したいと思います。ともすると受け身になりがちな自分たちのあり方ということも、今、反省しながらなのではあるけれども、そういう意味では大いにこれからの計画に期待したいと思っております。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

ただ今のご発言に関してはこれで御意見を伺ったということではよろしいでしょうか。

それでは、別の意見をお願いいたします。

○河村委員 主婦連合会の河村です。

資料3の語り口のほとんどが悪質事業者、詐欺的商法ということになっているのですが、今、国センなどの相談の中でもとても多くなっているのが携帯やスマートフォンの契約にまつわる苦情です。多分、都に関しても同じ傾向なのだと思いますが、これは必ずしも、いわゆるいろいろな人が考える悪質事業者というのではなくて、大きな通信事業者の名のもとに契約の勧誘が行われていて、しかも多数の苦情が出ていることが問題となっています。

今、総務省などでもこのような問題に関する委員会が開かれています。この問題は、現状では電気通信事業法で消費者保護ルールを定めているという建前になっていますが、実

態は非常に大変なことになっています。契約するところの代理店の孫請、ひ孫請、三つも四つも下になってくると、もう一番上の大きな通信事業者には全然把握できないところで、数々の独自のオプションや独自のキャンペーンをつけて、満足な書面も発行しないで契約されていくので、どこで何がくっついているかも消費者にはよくわからないまま、1つのスマホの契約で、結果的にたくさんの事業者と契約することになっているというふうに聞いております。

そういうような問題を考えますと、東京都にもそういう相談はたくさん届いているはずだと思いますので、詐欺的商法、悪質商法というだけではなくて、消費者保護の法制度が追いついていない、ごく普通の日常的な契約にまつわる問題について、東京都としても積極的な取組を期待しています。今、まさに国が対処しようとはしていますけれども、そこに東京都として積極的な意見を上げていくということもできるのではないかと考えております。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

東京都の取組というお話も出ていますけれども、都のほうで何かこれに対してコメントなさるようなことはございますか。

○企画調整課長 電気通信事業法の関係でお答えしてもよろしいでしょうか。

昨年度は、東京都消費生活総合センターのほうで事務局を務めております東京都被害救済委員会の中で、プロバイダー契約の関係であっせんした事例がございまして、それについてお話しただいてもよろしいですか。

○消費生活総合センター所長 被害救済委員会という知事の附属機関で運営している機関がございましてけれども、昨年度の事例の中で電気通信事業法の不備といえますか、どうしても事業法ということで事業の振興の観点が非常に強い法律でございまして、消費者保護の側面が弱い。例えば携帯やスマホなどを購入した際にクーリングオフ等の規定がなく、契約の解除という側面での規制が非常に弱いということで問題が多々生じたところです。最終的には当該事例については解決をいたしましたけれども、制度要望といたしまして、クーリングオフの規定を盛り込むなど電気通信事業法の改正に向けて取り組んでいただきたいということで国に対して要望を行いました。現在、国のほうで審議会等を設けている中で都の提案も参考の資料という位置づけで検討をしていただく材料として扱われています。こうした取組も行っております。

○特別機動調査担当課長 特別機動調査担当課長でございます。

電気通信事業法という業法における漏れのお話が出ていますけれども、電気通信事業者であっても、実際に迷惑勧誘、例えば長時間にわたって勧誘行為を行う、あるいは、事実と異なる告知をすることにより消費者と契約を結ぶなどをしていけば、現行でも条例に触れることとなりますので、その場合につきましては私どものほうでも条例上の指導は行っております。ただいま委員御指摘のとおり、法制度上で消費者保護が弱い面があるというのは確かだと思っております。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、矢野委員、よろしく申し上げます。

○矢野委員 2点ほど意見を述べさせていただきます。

1つは、1番の「悪質事業者への対応強化」ということなのですが、対応が強化されることは大変歓迎いたしますが、ともすれば実際に業務停止等の執行をするのが当該の自治体だけに限られてしまっている現状があります。実際には事業者はその自治体に限らず広く国内でも、先ほど海外の課題もありましたけれども、一つの自治体で執行したものが、できればほかの事業者が対応している県に対しても執行ができるようなことが消費者委員会の専門調査会のところでもずっと課題になっていたのですが、なかなか法的には難しいという課題がありますが、一方で東京都が今回の対応強化でいろいろ進めることによって、それがほかの県への支援になったり、事例が活用できたり、また一方で、国にさらに提言をするというような形での検討に及べばいいかなということが一つの要望です。

もう1点は、3番目の「消費者被害救済の充実」で、今回は新たな法改正に対応した積極的な都の対応を歓迎いたしますが、今回の集団的消費者被害回復制度の実際を担う特定適格消費者団体については何よりも情報提供が非常に重要な連携になりますが、一方で財政的な支援も課題にはなっております。ほとんどこの訴訟制度にかかわっていく弁護士の方たちがボランティア的な対応になっていく可能性もあり、そういった中で、今の別案件ですが、課徴金についての取扱いが国のほうで検討されていますが、そういった動向も踏まえながら特定適格消費者団体が抱え持つ課題についても今後諮問事項の中で検討し、何らかの提言ができればいいかなというふうに思っています。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

この点については、東京都として何かコメントがございますでしょうか。よろしく申し上げます。

○取引指導課長 ただいま矢野委員から御指摘のありました都城だけではない広域的な取組の件でございますけれども、現在、東京都におきましては近隣5都県合同で定期的な会議を持ちまして、そこで同時処分・合同指導等を行っております。

25年度の実績で申し上げますと、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡の5都県が基本となり、さらにその近隣まで被害を受けた方がいる場合には、その近隣の県も加わることがあります。そういった前提で4件ほど同時処分をしております。また、指導に関しましては、5都県の全てに被害者がいるわけではないので、その中の2県でしたり3県でしたり、それは事案によっていろいろですが、20件の合同指導を行っているということでございます。

また、景品表示法も同様にこの5都県の取組を行っております。昨年度は冷凍食品の二重価格表示を取り上げました。日ごろから毎日4割引ですとか、メーカー小売希望価格から4割引。でも、実は現在のところはほとんどがオープン価格で、メーカー希望価格というものが設定されていないという状況をメーカー側からも調査をいたしまして、11都県で合同で業界団体へ要望をいたしまして、これはかなり改善をされたというような取組を行っているところでございます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

上村委員、よろしく申し上げます。

○上村委員 東京家政学院大学の上村でございます。私も中座をさせていただきますので、後のほうで発言すべきことかもしれませんが、消費者教育、特に金融経済教育について一言申し述べさせていただきたいと思っております。

第22次の消費生活対策審議会で、東京都の消費者教育の取組というのは非常にスピード感のあるものだったということで、日本の消費者行政のさすがのリーダー・東京都というふうに消費者教育関係の方は評価をしていたと思っております。

グローバルにもローカルにも通用する消費者市民の育成というのが求められていますが、金融庁と金融広報中央委員会が一緒になって、今、金融経済教育推進というのに取り組んでおります。これはOECDなどで、リーマンショック以降、それぞれの国、それぞれの地域に合った金融経済教育をしなければならない、どういう金融経済教育をやったらいいか、それぞれの国が取組を始めているところであります。できますならば東京都らしい何か金融経済教育の取組をしていただけるとありがたいと、まず希望として申し述べさせていただきます。

その過程で考えなければならないことがあります。金融経済教育も消費者教育も国がかかわって推進で、企業の方が個別に出前授業に出ていたり情報提供を金融経済教育とか消費者教育という形でなさることが数としては増えてきている実態であります。そのときに、単なる商品の販売促進みたいなものではない消費者教育とか金融経済教育というのはどういうものなのかというのを少し考えていかなければならない場面に入ってきているのかなと思うのです。販売促進とは違う、消費者市民を本当に育てるような教育を、今期少しお考えいただけるとありがたいと思っていますところです。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

これについては何かございますか。よろしくお願ひします。

○消費生活総合センター活動推進課長 消費生活総合センター活動推進課長の江寺でございます。よろしくお願ひいたします。

今、上村委員に御指摘いただいたような形で、既に金融庁、また、金融広報中央委員会と連携をさせていただき、本年1月に既にNISAに関して若い方たち向けに「今から始めよう！未来の夢に近づく資産形成」というテーマで基調講演並びにシンポジウムを実施いたしました。また、6月12、13、14日で、やはり金融庁をはじめとする事業者団体と御一緒させていただいて「金融に関する知識と判断力に関する連携講座」を開催する予定です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

増田委員、よろしくお願ひします。

○増田委員 全相協、増田でございます。

先ほど課徴金のお話が矢野さんのほうからもありましたけれども、景表法に関する事業者さんからの相談窓口ですが、都道府県のほうに権限が付与されるということもございますので、気軽に相談できる場所を設ける必要があるのではないかとということと、それから、一般消費者の方から表示に関する御相談はあるのですけれども、取り消しを主張してお金を返してもらえるといるところにまでいかないものですので、果たして相談として十分に受け付けているかどうかということもあるかと思ひます。

ですから、景品表示に関する一般消費者の方から相談を受け付けるルートをもっと広報していただけたらいいのではないかと思ひております。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

この点についてはいかがでしょうか。お願いします。

○取引指導課長 景品表示法の事業者からの相談につきましては、現在も私どもの取引指導課の表示指導係で受けておりまして、特に昨年度はメニュー表示の関係がございましたので、かなり相談件数も多く、1,000件を超えて御相談を受けております。

消費者からの相談につきましては、消費者相談の中で相談員が対応しておりまして、そこで疑義が生じた場合には、各区市などの相談員さんから私どもの表示指導係へお問い合わせがありまして、そこで回答の方法をお伝えしながら対応していただいているというのが現状でございます。

以上です。

○後藤会長 ほかに何かございますでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 先ほど冒頭には、悪質事業者への対応強化に関連して発言しましたが、もう1点、この諮問事項の論点の2番目、消費者教育の展開に関連して問題意識と一部質問も含まれます。

資料3のレジュメの右のところに、平成26年、現在、国会審議にかかっている消費者安全法改正で、いわゆる地域連携ということがキーワードになって自治体に消費者安全確保地域協議会を組織するよにということが条項として入ることになっています。それから、平成24年制定の消費者教育推進法の中では消費者教育推進地域協議会をつくるよにというのがあります。

東京都は、いち早く消費者教育推進地域協議会という組織をこの部会として位置づけてスタートしているのですが、今のこの2つの課題はいずれも、都はもちろんですけれども、区市町村こそが動かなければ、地域の中の本当の密な連携はできないというふうに思われます。都内の区市町村というと、活性化基金が入ったことによって相談体制だとか啓発についてはそれなりに進んでいますが、やはり区市町村の消費者行政の職員はほとんど増えていないと思われます。こういった新しい法律ができ、新しい組織もつくって地域連携を推進するよにとなれば、それを担当する職員がきちんと配置されてコーディネーター役として動かなければいけないと思うのですが、そういうことが区市町村で十分できていないのではないかとこのうふうな気がします。

その意味でお伺いしたいのは、都内の区市町村で、例えば消費者教育推進地域協議会というのがこれまでできているのかどうか、あるいは、それに向けて都として何か働きかけ

をなさっているのかどうかということをお伺いしたい。それと、これからの諮問事項の中で消費者教育の展開というのを都として都民に向けて何をするかということももちろん議論していただくことは必須ですが、区市町村が動くような方策をどういうふうにしたらいいいのかということをご議論の論点の中に位置づけていただきたい、これは要望であります。

以上です。

○後藤会長 いかがでしょうか。

○企画調整課長 消費者教育推進地域協議会につきましては、この後、御説明をさせていただきますけれども、資料5の右側のほうをごらんいただけますでしょうか。

資料の右側の中段のほうに、これは消費者教育アクションプログラムの中では到達目標というものを掲げておまして、表の下のほうになりますけれども、「消費者教育推進地域協議会又はそれに類する連携のための組織」、これは必ずしも地域協議会という名前を名乗ってなくても同趣旨のことに取り組んでいるという意味で書いておりますけれども、27年度までに10区市町村という目標を掲げております。25年度からスタートをしたものですけれども、昨年度は2区市町村ということで、都内では千代田区さんと葛飾区さんで立ち上げが行われております。今年度も、協議会の前段の準備組織になるかと思うのですが、幾つかの区市町村でこういった動きがございます。

東京都では、こういった区市町村でのお取組がさらに進んでいくように、この後でまた少し御説明させていただきますが、東京都消費者教育モデル事業というものを昨年度から開始いたしまして、そういった先駆的な取組を行っていらっしゃる区市町村へのいろいろな支援を行わせていただいております。その中で、例えば葛飾区さんはモデル事業の指定を受けられまして、こういった会議を立ち上げたということがございますので、そういった好事例をほかの区市町村にもお伝えすることで、どうやって立ち上げていくのかとか、どういうメンバーにするのかとか、どういった運営をするのかといった情報を提供することで、御自身のところでも取り組んでみようかなと思うような形にしていきたいというふうに思っております。

2点目の消費者安全法に基づく地域協議会の関係につきましても、先ほど局長の挨拶の中でも少し申し上げたのですが、こういった地域での高齢者の見守り等の取組が進むことというのは、やはり被害防止の上で非常に重要というふうに考えておりますので、今後、東京都が広域自治体としてどういう支援をできるかというのを考えていく予定です。

まずは区市町村が、どういうふうには福祉部門などと連携して高齢者への見守りをやっているかという現況調査を実施して、今、取りまとめをしておりますので、そういったものも分析して、区市町村がどういった支援を望んでいらっしゃるかというものも把握した上で今後の取組を着実に進めていきたいというふうに思っております。

○後藤会長 それでは、次の議事もございますので、御質問、御意見をいただくのは以上にしたいと思います。

御質問、御意見の中で直ちに都としての御意見、コメントがなされなかったものもありますが、それも含めて今後の都の取組に活かしていただけたらと思います。

それでは、今後の審議の進め方などについてお諮りしたいと思います。

今回の諮問につきましては、専門的事項を短期的に集中的に審議し、答申することになると思います。総会場で全員で審議を重ねるという方法はなかなか難しいかと思われまます。そこで、東京都消費生活条例第45条9項、専門の事項を審議するために必要があるときは部会を置くことができるという規定がありますので、これに基づきまして、これから設置していただく検討部会が中心となって審議を行い、その結果を総会に報告していただき、最終結論は総会で決定するという進め方をしたらいかがかと思っております。そのような方式で審議をするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○後藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、検討部会を設置して審議を進めるということにいたしたいと思います。

検討部会で審議をお願いする委員及び部会長の選任に入りたいと思います。

部会の委員及び部会長につきましては、審議会の運営要綱第7の1項及び2項によりまして、会長が指名するということになっております。私のほうで部会委員案をつくりましたので、これを配付していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(資料配付)

○後藤会長 このうち枋原専門員につきましては、同じく東京商工会議所の間部委員が職務の御都合により部会委員への御就任が難しいため、専門員として部会に加わっていただくことにしたいと思います。

部会委員につきましては、ただいまお手元にお配りしました案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○後藤会長 では、よろしく願いいたします。

次に、部会長ですけれども、部会長は会長代理の池本委員にお引き受けいただきたいと
思います。よろしいでしょうか。

○池本委員 お受けいたします。

○後藤会長 それでは、池本委員から一言御挨拶をお願いいたします。

○池本委員 池本でございます。

今、検討部会の委員構成が決定され、部会長ということで推挙いただきました。先ほど冒頭の1回目の発言のときに申し上げた問題意識なのですが、従来、条例は特定商取引法が指定商品制をとっているところに、法律で漏れがあるところをカバーするのだというような言い方で禁止命令という規定を設けていたと思うのですが、特定商取引法が指定商品制を廃止したり、あるいは消費者安全法で多数消費者財産被害事態とあって、それなりに横断的な法律に変わってきた。でも悪質業者が現実には横行しているときに条例をどう活用できるのかとなると、国の法律と条例の位置関係とかかなり深い議論も含めて、具体的なこともやらなければいけないというなかなか難しい論点があるなというふうに思います。

その意味では、部会委員になっていただいた皆さんのお知恵を集めて議論をしていきま
すし、また、途中経過でこの審議会全体会にも御報告して、皆さんからも御意見をいた
だきたいというふうに思いますので、よろしく御協力ください。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。

本日の総会で委員の皆様からいただいた御意見につきましては、今後の部会での検討の
際に参考にしていただけたらと存じます。

続きまして、前回第22次の審議会で設置していました部会であります東京都消費者教
育推進協議会について、消費者教育推進法に基づく消費者教育推進地域協議会として引き
続き当審議会の部会として設置したいとします。御賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○後藤会長 それでは、部会として東京都消費者教育推進協議会を設置したいとします。

次に、部会で審議をお願いする委員及び部会長の選任に入ることといたします。

私のほうで考えさせていただいた部会委員案を配付いたしますので、ごらんいただけた
らと存じます。

(資料配付)

○後藤会長 なお、今回の審議会への諮問事項には消費者教育に関する事項も含まれていますので、越山委員と洞澤委員のお二人には御負担をおかけすることになりますが、先ほど設置した検討部会の委員も兼ねていただき、諮問事項に関する検討をお願いしたいと思います。

部会委員につきましては、ただいまお手元にお配りしました案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○後藤会長 ありがとうございます。

では、よろしく願いいたします。

次に、部会長ですけれども、本日は欠席されておりますが、越山委員にお引き受けいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○後藤会長 ありがとうございます。

本日決まりました部会構成等について、欠席の委員の方々には事務局を通じて御連絡をお願いいたします。

それでは、続きまして、今回の諮問事項等の審議スケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、机の上に配付させていただいたA4横の参考資料「消費生活対策審議会の今後の予定」をごらんいただけますでしょうか。

事務局では、こちらに記載のようなスケジュールで御審議をお願いしたいというふうに考えております。本日、総会終了後に第1回の検討部会を開催させていただきます。9月までの間に検討部会を3回程度開催いたしまして、中間報告案の作成に向け御議論いただき、9月に開催予定の第2回総会で御報告をいただきます。

総会での御議論を踏まえて取りまとめたものを審議会の中間報告として公表いたしまして、都民から意見募集、パブリックコメントを行います。意見募集の終了後に検討部会を開催し、都民からお寄せいただきました意見を検討の上、答申案を作成していただきまして、12月の第3回総会に御報告いただきます。総会では、答申につきまして御審議をいただきまして、最終的な答申の取りまとめをお願いしたいと考えております。

なお、消費者教育推進協議会につきましては、年度内に3回程度開催予定でございます。

以上です。

○後藤会長 今後のスケジュールについては、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○後藤会長 では、そのように進めさせていただきます。

次に、議事の(2)「東京都消費生活基本計画及び東京都消費者教育推進計画の進捗状況等について」ですけれども、毎年度、東京都は、東京都消費生活基本計画に関連する施策について当審議会に報告し、審議会は、事業の実績を確認・評価し、意見を述べることとなっております。また、昨年度策定された東京都消費者教育推進計画もこの基本計画の一部として位置づけられることから、当審議会と同様に確認・評価し、意見を述べることにします。

加えて、この消費者教育推進計画に基づき都が実施する具体的な取組を掲載した東京都消費者教育アクションプログラムの平成26年度版が策定されたとのことですので、報告を受けたいと思います。

では、事務局より御説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、消費生活基本計画の進捗状況などにつきまして、お手元の資料の4と5で御説明をさせていただきます。

最初に、資料4の「東京都消費生活基本計画の具体的施策の状況」をごらんください。

タイトルの下の枠内に計画の基本的考え方を記載してございますが、○の3つ目にございますとおり、都は、この計画の実効性を確保するため、毎年度当初に各施策・事業について本審議会に実績を報告し、いただいた御意見を施策・事業に反映することとしております。

この各施策の取組状況につきましては、本日、こちらにお配りしましたブルーの分厚いファイルのほうに1事業1枚という形で取りまとめておりますけれども、総事業数が164ございまして大変ボリュームが多くございますので、本日はこちらの資料で重点施策4つにつきまして説明をさせていただきます。

まず、重点施策1でございしますが、「高齢者・若者等を狙う悪質事業者の取締りと市場からの排除」でございします。

資料の構成でございしますが、一番左の「番号」と書いてございしますのが事業ごとに計画の体系に沿って振ったものでございします。右のほうに行きまして「施策名」、昨年度の実績、今年度の予定を記載してございまして、一番右には、こちらのブルーのファイルのほうの掲

載ページが書いてございますので、お時間のあるときに御参照いただければと存じます。

最初の2-1-1「悪質事業者に対する取締りの徹底」につきましては、25年度は16件の行政処分、81件の行政指導などを実施したほか、ホームページ上に悪質事業者通報サイトを開設いたしまして、都民から直接情報をお寄せいただく体制をつくりました。今年度もこの通報サイトも活用しながら特別機動調査班6班体制によりまして、悪質事業者に厳正に対処してまいります。

次の「五都県及び関係機関との連携」につきましては、昨年度は5都県を中心に連携を図りまして、4件の同時処分、内容としては健康食品の送りつけ商法に対するものですが、そういう処分とか合同指導を実施いたしました。今年度も5都県を初め、他の道府県や警視庁などとも連携をしながら不適正取引対策を進めてまいります。

次の「法制度上の問題点の改善に係る国への働きかけ」につきましては、昨年度は消費者安全法、特定商取引法、景品表示法について、権限移譲など法改正に関する国への働きかけを行いました。このうち景品表示法の関係につきましては、今国会で審議中の改正法案によりまして実現の見込みでございます。残る事項につきましては、今年度も引き続き国への働きかけを行ってまいります。

2-2-2の「不当表示に対する監視等の徹底」につきましては、昨年度、年間で2万4,000件のネット広告を監視いたしまして、不当表示への指導を実施したほか、こちらに記載したようなテーマにつきまして重点調査を実施いたしました。

今年度は、メニュー、料理等の食品表示などをテーマに重点調査を実施するなど、引き続き表示の適正化に取り組んでまいります。

その下の「事業者のコンプライアンス意識の醸成」につきましては、昨年度は事業者向けの講習会の中で法令遵守に積極的に取り組む事業者の事例紹介を行ったほか、特定商取引法のガイドブックを作成するなどの新たな取組を実施いたしました。

今年度は、先月下旬にメニュー等食品表示に係る不当表示に関する講習会を実施いたしまして、きょうお手元にお配りしておりますこちらのリーフレットについても、その席で配らせていただいたものでございます。

また、今年度はホームページ上に法令学習のページをつくりまして、企業の社内研修などでも御活用いただきたいというふうに考えております。

次に、重点施策2でございますが、「ライフステージに応じた消費者教育の推進」でございます。

資料と違って時系列で御説明させていただきますと、まず、3つ目の4-2-3のところに記載のとおり、昨年5月に本審議会の部会として東京都消費者教育推進協議会を消費者教育推進法に基づく地域協議会として設置いたしました。この協議会の御意見も伺いながら、4-2-1と4-2-2にございますとおり、8月には5箇年の東京都消費者教育推進計画と25年度の具体的な取組を掲載したアクションプログラムを策定いたしまして、消費者教育の充実に努めているところでございます。

4-2-7の「区市町村の消費者教育推進の支援」につきましては、消費者教育モデル事業として地域の特性を生かした先駆的取組を行う8区市への支援を実施したほか、共催講座の開催などを通じまして、多摩の市町村へのノウハウ提供等の支援を行いました。今年度も協議会の御意見を伺いながら、消費者教育の充実や区市町村支援を図ってまいります。

1枚おめくりください。重点施策3になりまして、「消費生活に関連する情報の戦略的な収集と発信」でございます。

最初の「リコール製品の情報提供の促進」につきましては、ホームページ、「東京くらしWEB」やツイッターを活用した情報発信などを実施いたしました。

2つ目の「子供の事故防止に向けた情報発信・普及啓発」につきましては、昨年度新たに子供や家族連れが集まるイベントにブース出展するなどいたしまして、模型やパネル等を活用したわかりやすい啓発に努めたところでございます。

次の「消費者被害防止啓発」につきましては、高齢者や若者向けのキャンペーンを近隣区市とも連携して広域的に展開いたしました。

次の2つにつきましては、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ゲームアプリなど多様なツールを活用いたしまして、消費者への注意喚起やアドバイスなどの情報発信の強化に取り組んでおります。

以上の取組につきまして、今年度も関係機関と連携しながらタイムリーで効果的な情報発信を図ってまいります。

次は、重点施策4の「東京都消費生活総合センターの機能の充実」でございます。

最初の「消費者被害救済の充実」につきましては、都の消費者被害救済委員会におきまして、区市から依頼された案件を含め計10件を処理いたしました。今年度もより多くの被害救済に努めるとともに、区市における取組の充実につながるよう、被害救済委員会の設置・運営に関するノウハウの提供も引き続き実施してまいります。

2つ目の「消費生活相談体制の充実」につきましては、昨年度、都のセンターでは、速報値でございますが3万4,673件の相談をお受けいたしました。また、複雑・高度な案件への対応強化のため、相談員への高度専門研修や弁護士等の消費生活相談アドバイザーを活用するなどの取組を実施いたしました。

また、その次の1-2-7として記載のとおり、区市町村に対しましては、消費生活相談アドバイザーの活用や毎月実施しております区市町村職員等との情報連絡会など、さまざまな支援に取り組んでまいりました。

消費生活総合センターでは、今年度も引き続きセンター・オブ・センターズといたしまして高度・専門的な相談対応や区市町村支援を実施してまいります。

一番下の行は消費者教育の関係になりますが、昨年度は従来から連携してきました消費者団体に加えまして、事業者団体、民間ADR機関、大学、警視庁とも連携を強化しながら講座や啓発キャンペーン等を実施したところでございまして、今年度も多様な主体と連携して消費者教育を進めてまいります。

続いて、次の資料5をごらんください。

左側は「東京都消費者教育推進計画の具体的施策の状況」でございます。

タイトルの中の枠内にございますとおり、この計画は、消費者教育推進法に基づき策定したものでございまして、消費生活基本計画の一部として位置づけております。

表の構成は資料4と同様になっております。

最初の1-1-2「従業員に対する消費者教育の促進」につきましては、悪質商法の実態と対処方法などをテーマに新入社員向けの講座を13回、中堅社員向けの講座を14回実施いたしました。今年度も企業等に対しまして出前講座の活用を働きかけてまいります。

次の「学校教員向けの講座」につきましては、昨年度は合計で16回開催いたしまして、食育、防災、情報などを含めまして幅広くテーマを設定し、先生方が授業ですぐにお使いいただけるような実践的な内容の講座を実施いたしました。

今年度もワークショップなど、先生方に実践力を身につけていただけるような講座も取り入れて実施してまいります。

1-3-1は区市町村支援の関係になりますが、区市町村が実施するイベントや出前講座などに対する支援や協力などを実施いたしました。

次の2-1-3「子育て支援団体とのネットワークを活用した啓発」につきましては、昨年度、「子供の安全フォーラム&ワークショップ」を初めて共催いたしまして、講演や子

供の安全に関する模型・パネル展示などを実施いたしました。

次の「学校向け出前講座」につきましては、昨年度、都が養成した東京都消費者啓発員を講師として派遣いたしまして、児童・生徒向けの出前講座を35回実施いたしました。

次の「消費者教育用教材の作成・活用」につきましては、近年、SNSを悪用した若者の被害がふえていることなどを踏まえまして、昨年度は若者向けのDVD教材を作成したほか、授業や企業の研修などでも御活用いただけるようリーフレットを作成いたしました。

今年度につきましては、クレジットカードの利用など、成人後に特に必要となると思われる知識をまとめた教材の作成について検討してまいります。

次の2-4-1の「消費生活講座」につきましては、身近で話題性のあるテーマを設定いたしまして、大規模講座や実験実習講座を実施するとともに、多摩消費生活センターでも食育講座などを実施したところでございます。

一番下の「介護事業者向け出前講座」につきましては、ケアマネジャーやヘルパーなど介護事業者を対象に150件出前講座を実施しましたほか、記載のとおり、広く取組の周知を図ったところでございます。

今年度は講座の実施回数を200回に増やしまして受講機会の拡大をしております。

以上、今年度も消費者教育推進計画に基づきまして着実に取組を進めてまいります。

次に、資料の右のほうをごらんいただけますでしょうか。26年度版の消費者教育アクションプログラムの概要について御説明をさせていただきます。

プログラムの本体につきましては、本日、机のほうに緑の冊子をお配りしておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

資料のほうに戻らせていただきまして、こちらの枠内に記載のとおり、アクションプログラムは、東京都の消費者教育推進計画の都が実施する具体的な取組を掲載したものでございまして、その内容は、消費者教育推進協議会の意見を踏まえて毎年度見直しを行います。

上のほうの表をごらんください。計画の中間年度である平成27年度に2つの到達目標を設定しておりまして、1つ目の「新たに連携する団体の数」につきましては、3年間で30団体という目標に対しまして、昨年度は28団体と新たに連携を図りました。

また、その下の消費者教育推進地域協議会につきましては、先ほども簡単に御説明差し上げたところですが、10という目標に対しまして、昨年度は2区で設置がされたところでございます。

タイトル下の枠内のほうにお戻りいただきまして4つ目の○になりますが、具体的な取組につきましては、26年度版は前年度版をおおむね踏襲しておりますが、前年度の成果を踏まえまして各取組の記載を更新しております。

新規の取組といたしましては、下のほうの表2に記載のとおり3つございまして、1つ目は「区市町村の消費者教育を担う人材の育成支援」といたしまして、今年度は区市町村のニーズを把握した上で、区市町村が推薦する方を都の消費者問題マスター講座、これは消費者問題について体系的に知識を身につけていただきまして、地域や職場などで活躍していただく人材の育成を目的とした講座でございますが、このマスター講座の受講生として優先的に受け入れを行うことなど区市町村支援について検討してまいります。

2つ目は高齢者の被害防止の関係でございますが、地域における見守りネットワークづくりへの支援ということで、高齢者の身近で継続的に見守りを担い、相談窓口の周知や情報提供などを行う人材の育成策などについて検討や調査などを行っていく予定でございます。

3つ目の子供の安全確保に向けた取組といたしましては、消費者が安全に配慮した商品、例えば子供がやけどをしないように倒れてもお湯がこぼれないポットとか、湯気が出ない炊飯器などといったものもございますけれども、そういった商品を選択することにつながるように商品見本市を開催いたしまして消費者への啓発の機会とするとともに、そこで展示された商品や機能をデータベース化しましてウェブ上で紹介していく予定でございます。

なお、25年度のアクションプログラムに掲載した取組の主な実績につきましては、この緑の冊子の12ページ以降にまとめてございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問等がありましたらお出しください。

○野澤委員 立教大学の野澤です。

重点施策4の「消費者被害救済の充実」ですけれども、私も3月までは消費者被害救済委員会の委員をしていたのですが、これは処理件数が大変ふえていいことだと思うのですが、一方であっせんが不調に終わるということが結構数が多くなっている。恐らく、一方では悪質事業者に対して事業者名を公表するという、これはサンクションではないのですけれども、その事業者名公表というだけでは弱いということがあって、やはり

悪質事業者への対応の強化という今回の諮問事項を充実していかなければいけないというのが一方思うわけですが、もう一方では、だんだん法律による解決が中心になってきたので、ADRとはいいいながら裁判と同じような感じになってきて中間的な解決がなくて、結局、オール・オア・ナッシングということで不調に終わってしまうということがあるのではないかと。もう少し時間がたって経過を見ないといけないのですが、いずれまた制度の見直しといたしますか、より消費者被害の充実に向けた制度設計というものをどこかの時点で見直す必要があるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

これについては何かございますか。よろしく申し上げます。

○消費生活総合センター所長 御意見どうもありがとうございました。

分析等につきましては、またさらに深めてまいりたいと思っておりますけれども、事業者自体の悪質性が非常に強まっております、これまで本来の通常の取引の中で予想しがたいトラブルが起きたということを念頭にこういう仕組みをつくっていたのですけれども、はなからだますような取引が非常に増えておりまして、呼び出しになかなか応じないとか、解決が非常に難しい事案が増えております。結果的に合意解決というのは難しくなっているかなという思いはあります。

いろいろな事例を含めまして検討して、解決に結びつくような方策などを考えていきたいと考えております。

○後藤会長 ほかに御質問、御意見等ございますか。

よろしく申し上げます。

○里吉委員 子供の安全ということでちょっとお伺いしたいのですけれども、子育て支援団体と共催でいろいろフォーラム、ワークショップをやられたり、それから、子供の安全のために新しい商品の見本市を開催するというところで、先ほどお話しいただいたように湯気が出ない炊飯器とか、やけどを家の中でしないようにということとそういうのが開発されているということなのですけれども、私、常々不思議というか思っていたことがありまして、子供のフードつきの洋服というのが本当に減らないのです。私も子供が保育園に通っているのですけれども、これからの季節は関係ないのですけれども、冬になると保育園からは危ないのでフードつきの上着は着せないでくださいと言われるのですけれども、買い物に行くとフードなしの上着を探すのが本当に大変なのです。ほとんど全てフードがつ

いていて、やはり公園で遊ぶとそれをひっかけて、死亡事故までにはいかないかもしれないけれども大変危険だということで、探すのに苦労するのですけれども、例えば子育て支援団体とかお母さんたちとのワークショップの中で、こういう危険なものがあつたからこういう商品をつくってほしいとか、こういうものについては注意してほしいとか、そういうことがあればもっと現場の声で商品開発とかそういうことも変わっていくのではないかというふうに思っているのですけれども、例えばそういうこともこの中に含まれていらっしゃるのか、もしそういうことがなければ、私はぜひそういうことも、現場の声を聞いて商品開発をしていただいて、多分こういうものができていると思うので検討していただきたいというのがあります。

それから、また別の話でもう1点なのですけれども、相談のところで土曜相談というのが、東京消費生活総合センターの土曜相談、外国語相談などを実施ということで、相談体制の充実ということで件数も速報値で8%増えたということで御報告いただいたのですけれども、この土曜相談というのは本当に大事なことだと思って、土日に相談ができないときにいろいろなことが起きるといのは昔から言われていたことなのですけれども、実際、今年も取り組まれるということですが、どの程度土曜相談があつたのかというのを、割合とか件数とかもし分かれば教えていただきたいのと、これがどれくらい周知されているのか、どういった周知方法をとられているのかというのをお伺いしておきたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○後藤会長 よろしく願いいたします。

○生活安全課長 生活安全課長の樋口と申します。よろしく願いいたします。

里吉委員からの御質問ですけれども、フードつきの子供服の危険性については、会場に実物やパネル等を展示しまして、こういうところが危ないといったことを具体的にお示しながら啓発を行っております。それに関する保護者からの商品開発等への要望については、アンケートの実施や生の声をいただく形で情報収集に努めております。

また、子供服のフード等の安全対策につきましては、持丸委員が現在の動きに詳しいかと思しますので、一言お願いいたします。

○持丸委員 産総研の持丸です。

まず1点、御存じかもしれませんが、間もなくJ I Sが策定される見通しです。今、パブリックコメントを受けておりまして、6月までにそれがそろい次第、J I Sが策定されますが、お話ししていいのか、中小のアパレル業界から、J I Sというのは公布か

ら施行という間の猶予がないものなのです。策定された途端に施行になります。それではとても対応し切れないというような話が出ておりまして、ちょっとイレギュラーなのですが、J I S原案の案の形で例えば数箇月か半年ぐらい置いておいて、ある日から正式に発効するというようなことを今、経済産業省のほうと模索をしております、この場を借りてなのですが、ぜひ東京都さんのほうもその間に消費者の方々への啓蒙を図っていただきたい。というのは、マーケットのほうが動けば最終的にメーカーのほうもどんどん動かざるを得ないというようなことで、J I Sというのは本来任意規格ですので、だから絶対やらなければいけないというわけではありません。ですから、マーケットと一緒に動くことで、これが有意義に市場を転換するようになればいいなと思っております。

私からは以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

よろしく申し上げます。

○消費生活総合センター相談課長 消費生活総合センター相談課長の阿部と申します。よろしくお願いたします。

土曜相談について御質問がございました。

センターにおける土曜相談は平成21年度から実施しております。ことしが6年目になります。相談件数は、今、正確な25年度の数字は持っていないのですが、おおよそ1日当たり100件弱の相談が入っています。年間52週あるとすると大体5,000件程度ぐらいが土曜日の相談件数ということになるかと思えます。

もう一つ、土曜相談についてどのような周知を行っているのかということでしたが、現在は、特に土曜日の相談に特化した周知というのは行っておりません。東京都のホームページ等で月曜日から土曜日まで相談を受け付けていますということを周知しているということで、土曜日に限ったものはやっております。

土曜日の相談は、やはり年々相談件数が増えているように感じています。また、給与生活者の方からの相談が土曜日に多い、というのが現場の感覚としてはございます。

以上でございます。

○後藤会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

河村委員、よろしく申し上げます。

○河村委員 健康食品の被害については消費者団体でも大変注目しております。健康食品

の消費者被害は送りつけ商法以外にも、健康被害もありますし、高額なものを買って効果がないといった財産被害もあります。そもそも健康食品というのは、いわゆる食品なのですけれども、効果・効能を書いてはいけないというところを見ているのは薬事法だと思うのですが、消費生活基本計画にはこの観点は全く出てこないのですね。ご存知のとおり薬事法は薬だけ見ているわけではなくて、普通の食品が効果・効能を書いたら、無認可の薬品ということで薬事法違反で取り締まっているはずで、その執行をしているのは都道府県だと思います。これは非常に消費生活に密着した問題だと思うのですが、この審議会の場では薬事法がどのように執行されているか、つまり、その執行がきちんとされているとかなりの健康食品の広告や表示が是正されていくはずなのですが、その状況をチェックするというようなことは、ここの範疇には全く入らないということなのでしょうか。

○後藤会長 よろしくお願ひします。

○取引指導課長 基本的に私ども生活文化局で所管しているのは景品表示法に基づく優良誤認ですとかそういったところで、がんが必ず治るなどについては根拠がないということであれば景品表示法に基づく指導や改善指示はしております。

また、福祉保健局のほうで薬事法とか食品衛生法、JAS法、そういったところを所管しておりますので、合同で健康食品の試買調査とかそういったところは取り組んでおります。

また、福祉保健局のほうに健康安全研究センターというところがございますので、そこで健康食品に含まれてはならない薬効成分とかそういった成分分析等も行っておりますので、そういったところは連携した対応をとっております。

○後藤会長 よろしいですか。

○河村委員 この審議会の中で薬事法の執行とかそういうことについて意見を述べるのが妥当なのかどうかということをお教えいただきたい。

○企画調整課長 条例では、薬事法に基づく医薬品については条例の対象外としております。たしか福祉保健局のほうで薬事に関する審議会を別に持っていると思うので、お伝えすることはできるかと思うのですけれども、この審議会自体では直接の対象とはしていません。

今、取引指導課長が申し上げたような観点での表示の関係ですと重なっている部分もあるかもしれないのですけれども、直接の対象ではないかというふうに思います。

○河村委員 もう少し意見を申し上げてもよろしいですか。

○後藤会長 よろしくお願ひします。

○河村委員 薬ではなくて普通の食品に書かれている広告の文句も、薬事法でいうところの効果・効能が書いてあれば薬事法違反で積極的に取り締まるべきだと考えておりますが、薬事のほうでは薬を扱っていますということになりますと、この問題はどのようなのでしょうか。健康食品の問題については消費者団体でもいま勉強会などしているのですが、景表法ですと、著しく優良と誤認させるというところを見ていて、薬事法とは観点が違います。薬事法では、薬品としての許可を受けていなければ、仮に見ると、がんにとえ効いたとしても、薬ではないのに「効く」と言うてはいけない、だったら薬として許可を受けなさいという考え方なので、一番根本的な規定になっています。景表法のように実物と広告との比較は必要なく、薬以外は効果効能を書いてはいけないというシンプルな規定であり、それにひっかからないためにあらゆる大手企業も含む健康食品の広告は、間を縫うような、はっきり物を言わないようなものになっていると思いますので、薬事法の執行がきちんとなされているかどうかは健康食品の問題の解決にとても関係することだと考えています。そういうことについて、やはり消費生活という観点からもっときちんとしていけたらいいなと思っていますので、もし連携があるのでしたら、今後、消費者問題の観点から薬事法できちんと健康食品の広告や表示を見てくださいますかということをお願いいたします。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

○飛田委員 今の問題とはちょっと違う問題なのですけれども、資料5等で消費者教育アクションプログラムのあらましをお聞きいたしましたけれども、ここで、このアクションプログラムは大変積極的に推進していただいていることをうれしく思っておりますけれども、数値目標が掲げられていて、到達目標数、27年度ではこうである、現状はこうであるという、このような形の目標設定による推進ということ、これをお進めいただくことに問題があるということではなくて、それぞれの一つ一つの取組において数でなくて、それでは質的・量的なものの目標と質的な到達の程度といいたいまいしょうか、そういう両方のバランスがうまくとれてやっていたらありがたいと思っております。

なかなか数をこなすことも大変なことだと思いますけれども、そういう意味では一つ一つ今回の事業の目標との成果の評価と言ったらいいのでしょうか、PDCAのサイクルを考えながらお進めいただければありがたいと思っております。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

時間の関係で、恐縮ですが、あとお一方、何か御意見、御質問がありましたらよろしく
お願いします。

○河村委員 何度も済みません。もしどなたもいらっしゃらないなら意見をよろしいでし
ょうか。

○後藤会長 では、お願いします。

○河村委員 消費者教育のほうについてなのですからけれども、意見を申し上げたいと思いま
す。

先ほど、N I S Aの教育についてのシンポジウムや、金融庁との連携というご説明があ
りましたし、また、これからの新たな連携先として事業者団体、事業者ということが数々
挙げられているのですが、何を申し上げたいかと申しますと、N I S Aを活用して資産形
成をするという考え方が間違っているとは思いませんけれども、一方でN I S Aを含む、
別に悪質ではない普通の事業者がやっているものに関してもどのようにリスクを読み取っ
ていくかなど、批判的な精神を養うのも重要な消費者教育だと思いますので、ただそれを
事業者団体とか事業者に期待しても、私は、ある程度以上は無理だと思っております。私
が最初に申し上げたスマホや携帯の契約のことでいいましたらば、大変な大事業者さんた
ちが行っていることですが、今、それをいろいろ比較して選ぼうと思っても比較できない
ような売り方をされていて、事業者に言われるままに、何となくお得なのかなという感じだ
けで大多数の消費者が契約してしまっている、そういうことに対して批判的な精神を持っ
たための教育というのは、幾ら大きな事業者団体と連携しても多分無理なのですね。今、別
に法律を犯しているわけでもないということになればなおさらなので、消費者保護の規制
が追いついていない分野の問題については、事業者団体や事業者さんとの連携ということ
ばかりに傾かないで、本来の批判的な見方、どうやったら賢く比較してサービスや物を買
うことができるかという教育ができるということに力を傾ける必要があると思います。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

さまざまな御意見をありがとうございました。事務局は、本日いただいた御意見に留意
しながら、計画の実施に努めてください。

最後に、事務局から何かありましたらお願いいたします。

○企画調整課長 先ほど、今後の審議スケジュールの御説明の中で申し上げましたとおり、
本日、この後、諮問事項に関する検討部会を、この会議室を出てすぐ左手の特別会議室C
にて15時半から開催させていただきたいと存じますので、検討部会の委員の皆様につき

ましては御移動いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○後藤会長 それでは、これもちまして本日の審議会を終了いたします。御協力どうもありがとうございました。

午後 3 時 2 5 分閉会